

相談無料

成年後見制度の相談は 志布志市成年後見 支援センターへ



成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、社会で不利益や被害を受けることなく、安心した生活が送れるようにするための制度です。

物忘れがひどく通帳やお金の管理が不安…
医療や福祉サービスの手続きや契約がよくわからない。
認知症で一人暮らしの親が詐欺などの悪徳商法にだまされないか不安。

法定後見制度

ほうていこうけんせいど

- 成年後見人等がご本人に代わって契約や手続きをしてくれます。
- 成年後見人等が不当な契約を取り消してくれます。

将来、認知症になったときに財産の管理等が心配…

任意後見制度

にんいこうけんせいど

- 財産管理や契約等を支援する任意後見人を選んでおけます。
- ※ご自身の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所へ「任意後見監督人」の選任の申立てをする必要があります。

【申込・問合せ先】 志布志市成年後見支援センター
(志布志市社会福祉協議会)

〒899-7103 志布志市志布志町志布志 3222-1

志布志市健康ふれあいプラザ内

電話 099-472-1800 FAX 099-472-1593

成年後見制度について学ぼう！

【第1回目】

日時：令和7年10月14日（火）14時00分～15時30分

内容：成年後見制度と成年後見人の実際の活動について

講師：公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 会員様

【第2回目】

日時：令和7年10月21日（火）14時00分～15時50分

内容：任意後見契約と遺言について

講師：鹿屋公証役場 公証人 豊田英一様

場所：志布志市健康ふれあいプラザ（志布志町志布志 3222-1）

対象者：志布志市にお住まいで成年後見制度へ興味のある方
相談支援専門員、介護支援専門員、生活相談員等の
支援者など先着20名

申込方法：裏面の連絡先までお電話またはFAXにて
お申込み下さい。

申込締切：令和7年10月7日（火）まで



成年後見制度は判断能力が不十分な方の
権利を守るためのしくみです。

詳しくは裏面をご覧ください。